

福利 高知

FUKURI KOCHI

Vol.138
令和6年11月21日発行

●contents

令和6年度末に退職予定のみなさまへ	2 3
退職時に行う年金の手続きについて(一般組合員のみ)	4 5
令和6年度末退職予定者の年金の手続きについて(一般組合員のみ)	
被扶養者の認定種別確認及び資格確認(検認)を終えて	6
被扶養者の認定要件について	7
現行の健康保険証の発行が終了します!	8
令和7年度から人間ドックを見直します!	9
特定保健指導の対象となった方へ/健康情報冊子「QUPIO Plus(クピオプラス)」について	10
芸術鑑賞補助事業のご案内	11
貸付事業のご案内	12
ジェネリック医薬品を使ってみませんか?	13
交通事故などにあった場合は共済組合へご連絡を!/[医療費のお知らせ]の交付申請について	
互助会の給付請求書・届出書類等の取り扱いが変更になりました	14 15
ご請求はお済みですか?—高知県教職員互助会—	
令和6年度教職員互助会の給付事業について/高知県教職員互助会のご案内	16 17
退職互助部制度のご案内/定年年齢の引き上げに伴う退職互助部制度の変更について	18 19
Hello Doctor	20 21
3歳未満養育特例制度をご存じですか	22
知っておきたい標準報酬制	23
高知会館で使える補助券のご案内	24
高知支部で保有する個人情報の取扱いについて	25
ここにサブりを39/健康相談事業	26
ペンリレー/投稿作品/作品募集のご案内	27
秋の宴会プラン/高知会館創作おせち	28 29
各月の送金日・締切日/各係の主な事業と問い合わせ先	30



令和6年度末に退職予定のみなさまへ

令和6年度末に退職される組合員の方は、退職と同時に公立学校共済組合の組合員資格を喪失することとなり、退職に伴う様々な手続きが必要となります。

共済組合に関する内容（健康保険・年金）について以下に取りまとめましたので、参考にしてください。

なお、詳細は12月上旬に所属所へ案内したうえ、高知支部のホームページへ掲載する予定ですので、必ずご確認ください手続きを行ってください。



退職後の組合員証等の速やかな返却について (お願い)

退職すると、その翌日から公立学校共済組合の組合員の資格を喪失するため、退職日の翌日以降は、当共済組合が交付した組合員証や被扶養者証等は使用できません。

退職後は速やかに退職時の所属所を通じて組合員証等を返却してください。

※退職後、再任用等で組合員資格が引き続く場合は組合員証等の返納が不要な場合もあります。



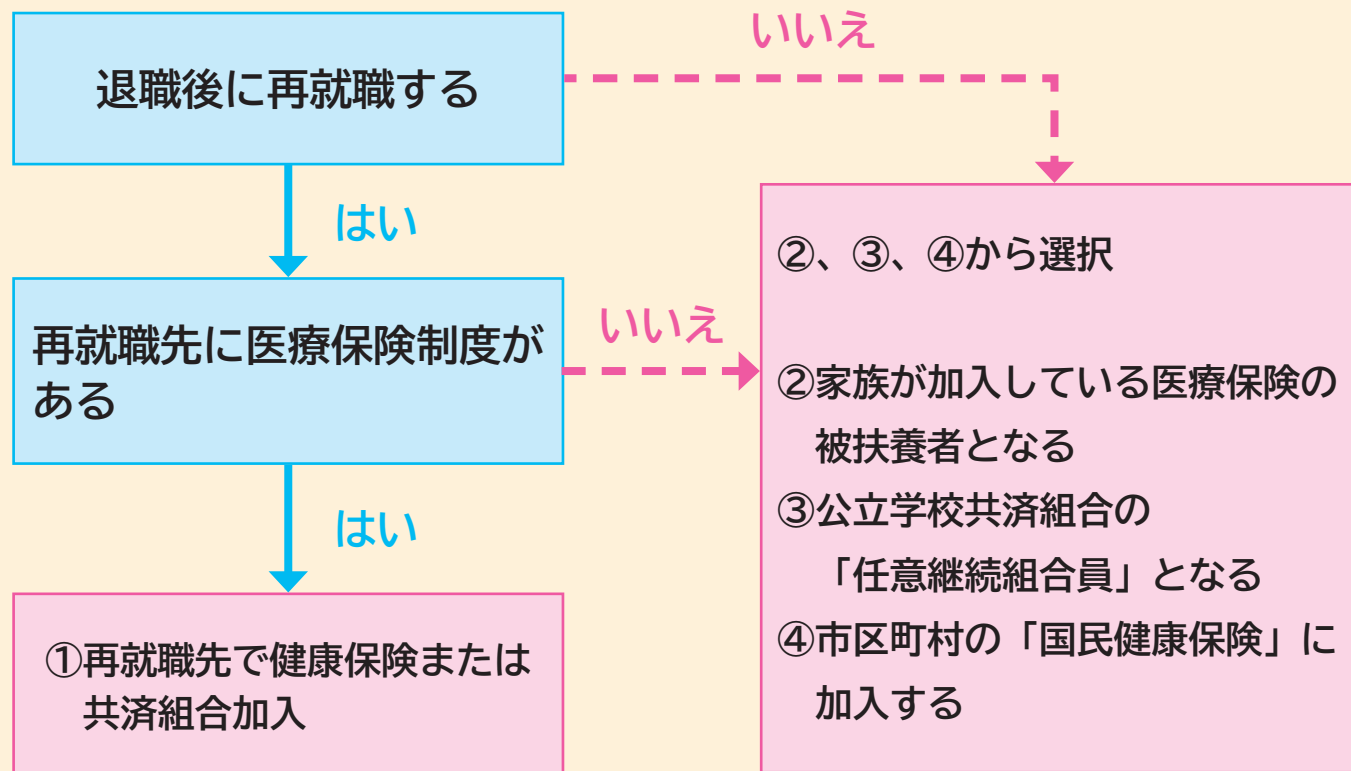
退職後の医療保険制度のご案内

退職後は国民皆保険制度により何らかの医療保険制度（※）に加入することになります。
どの医療保険制度に加入するのかは、退職後の状況により異なります。

ご自身にあった健康保険制度へ加入手続きを行ってください。

(※) **医療費の窓口自己負担額について：**どの医療保険制度に加入しても、本人・家族（入院・外来）の自己負担額は3割です。ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割、就学前児童は2割。

スタート



公立学校共済組合の任意継続組合員制度について

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員であった方が、退職日から起算して20日以内に手続きを行うことにより、退職後も最長2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。

お知らせ



任意継続組合員制度加入の期限

任意継続組合員制度に加入するには、期限までに「任意継続組合員申出書」の提出及び「任意継続掛金の払込み」の両方の手続きが必要です。

令和6年度末退職者の場合、法律上の最終期限は、令和7年4月19日（土）までですが、事務処理の都合上、早めに期限を設定しますので、ご注意ください。

「任意継続組合員申出書」の提出期限：令和7年4月4日（金）

「任意継続掛金の払込み」の期限：令和7年4月11日（金）

※提出期限及び手続きの詳細は、12月上旬に高知支部のホームページに掲載予定ですので必ず確認してください。

退職時に行う年金の手続きについて

(一般組合員のみ)

一般組合員（◎）が退職時に行う年金の手続きは、老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方と、すでに老齢厚生年金の要件を満たしている方とで異なります。

◎正規職員、再任用職員（フルタイム勤務）、任期付職員（フルタイム勤務かつ2か月を超える雇用が見込まれる者）、会計年度任用職員（フルタイム勤務かつ雇用期間が12か月を超えた者）である組合員

老齢厚生年金の受給要件

次の①～③を満たしていること

- ①生年月日に応じた支給開始年齢に達していること
- ②厚生年金被保険者期間があること（公立学校共済組合の組合員期間も該当します。）
- ③受給資格期間が10年以上あること（上記②の期間や国民年金に加入していた期間等を通算した期間）

支給開始年齢（厚生年金被保険者期間が1年以上の場合）

生年月日	年齢
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

※ 厚生年金被保険者期間が1年未満の方の支給開始年齢は、65歳です。

老齢厚生年金の受給要件を満たしていない方

◆退職時に提出する年金の書類：退職届書

「退職届書」を提出すると、将来の年金決定に備えて厚生年金被保険者期間や標準報酬等が登録されます。登録が完了した方は年金待機者となります。

●年金を受け取るための手続き

年金待機者の方が年金を受け取るには、支給開始年齢に達したときに年金の請求手続きが必要です。手続きに必要な書類は、支給開始年齢に達する約2～3ヵ月前に当共済組合や他の実施機関（注）から登録住所に送付されます。

（注）老齢厚生年金の決定等を行う機関（当共済組合や日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団等）のことです。原則として、最後に加入した実施機関から年金請求に必要な書類が送付されます。

すでに老齢厚生年金受給要件を満たしている方

◆退職時に提出する年金の書類：①退職届書 ②就職予定調査票

●年金の支給日

年金は、受給要件を満たした月や改定事由（退職）が発生した月の翌月分から支給されます。
支給日は年6回、偶数月の15日（土・日・祝日に当たる場合は直前の平日）です。支給月の前月までの2ヵ月分が、請求時に指定した金融機関の口座に振り込まれます。

注意

一般組合員として在職中に年金が支給停止となっていた方は、退職後に支給停止の解除等（退職改定）を行います。退職改定は順次進めていくことになりますが、給与情報と退職の事実を確認するため**一定の期間**を要します。

お待たせすることとなりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

●令和6年度末の退職により一般組合員資格を喪失する方

退職改定後の年金の支給は**8月以降**を予定しています。

令和6年度末退職予定者の 年金の手続きについて（一般組合員のみ）

以下のとおり、生年月日によって手続きが分かれています。

◆退職時に提出する年金の書類

生年月日が昭和36年4月2日以降の方

提出書類：退職届書

提出期限：令和7年4月4日（金）

※ 共済組合から書類の送付は行いません。

高知支部ホームページから**ご自身で書類をダウンロード**してください。

生年月日が昭和36年4月1日以前の方

提出書類：①退職届書

②就職予定調査票

提出期限：令和7年4月4日（金）

※ 場合により①、②以外の書類の提出が必要となります。

※ 人事主管課から提供される異動情報に基づき、令和7年2月下旬、**共済組合からご自宅宛てに書類を送付**します。

※ 詳細は12月上旬に所属所へ案内したうえ、高知支部のホームページへ掲載します。

【提出先】

公立学校共済組合高知支部

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52



【年金についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）を終えて



令和6年7月12日付公共高第202号で通知し実施しました「被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）」にご協力いただき、ありがとうございました。

今年度の資格確認（検認）においても、遡って認定取消となる事例が見受けられました。

遡って認定取消となった場合、取消日以降に病院等で組合員証（保険証）を使用したときは、共済組合に医療費を返還していただくことになります。

組合員の皆様におかれましては、日頃から被扶養者の現況（就労・収入）を把握していただき、被扶養者としての要件を欠くときは、速やかに所属所を通じて取消手続を行ってください。



下記は今回の検認で、認定取消となった主な事例です。

①被扶養者が就職し、新たに健康保険証を持っていることが判明した。

就職等により新たに健康保険証を取得した場合、被扶養者の認定取消となります。

②パートの収入があり、月額108,334円以上の収入が3か月連続することはなかったが、過去12か月の累計が認定基準額を超えていた。

月の収入に変動があり、年間の収入見込みが立ちにくいものについては、毎月の収入を確認し、認定要件に該当するかどうかを判断します。

3か月連続していない場合でも、収入の累計が130万円以上（毎月、過去12月分をスライドして確認）となる場合には、その時点で認定取消となります。

収入には賞与や手当等を含みますので、十分確認をしてください。

※事業主が一時的な収入変動であると証明した場合（証明書等の提出が必要）、継続して認定できることがあります。

③公的年金（国民年金、厚生年金等）が認定基準額を超えていた。

公的年金（国民年金、厚生年金等）が基準額を超えた場合は、被扶養者の認定取消となります。取消日は、公的年金の年金額を確認した日となります。（年金証書などがお手元に届き年金額を確認した日）

なお、公的年金が増額し認定基準額を超えた場合の取消日も増額した年金額を確認した日となります。

④雇用保険の失業給付の日額が認定基準額を超えていた。

雇用保険の失業給付については、認定基準額を日額（右のページ参照）で判断します。

なお、失業給付の受給については、受給期間に関係なく認定基準額を超えた場合は、被扶養者の認定取消となります。

⑤事業所得があり、確定申告書上の所得金額は130万円未満だったが、必要経費を確認したところ、認定基準額を超える収入となった。

事業、農業、不動産所得者等の収入については、所得税法上の所得をさすものではなく、総収入のうち共済組合で必要経費として認めている経費を控除した額を収入として取扱います。そのため、確定申告書上の所得金額とは異なります。

共済組合で認めている必要経費については、右のページでご確認ください。（[公立学校共済組合高知支部ホームページ](#)>[高知支部について](#)>[福祉事務の手引](#)>（手引1）組合員資格からも確認できます。）なお、事業等収入が認定基準額以上となった場合は、確定申告を行った日が認定取消日となります。

【検認についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813





被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定要件（概要）は次のとおりとなります。**被扶養者が認定要件を欠いた場合、被扶養者の認定取消は取り消すべき事実の発生した日まで遡って行われ、取消日以降に給付された医療費等は返還していただくことになります**ので、日ごろから被扶養者の収入状況についてご確認くださいませようお願いします。

◆被扶養者の認定基準額について

	右欄以外	60歳以上の者 又は 障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者
年金・恩給（注1） 事業所得・不動産所得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満
雇用保険（失業給付、傷病手当金等）	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満
給料等（地代・家賃・年金・恩給（注2）等）	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満

※給与収入がある方で、認定基準額を超過した場合であっても事業主が一時的な収入変動であると証明した場合（証明書等の提出が必要）、継続して認定することがあります。

①被扶養者の認定基準額とは

被扶養者の認定時における所得税法上の所得ではなく、**被扶養者の認定申告時以降における恒常的な収入（税等控除前）の総額**をいい、給与収入等、事業所得（営業、農業等）、不動産所得（家賃、地代等）、各種年金（遺族年金、障害年金、個人年金（民間会社、金融機関等との契約に基づく個人年金、財形貯蓄年金型のもの）等を含む。）、恩給（扶助料等を含む。）、雇用保険、利子、配当等一切が含まれます。（退職金、財産売却金等の一時的な収入は含まれません。）**ただし、事業所得、不動産所得等については、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限りその実額を控除した額となります。（④参照）**

②恒常的とは、3か月以上継続して得られる収入を言います。

③認定基準額は収入形態に応じて、年額・月額・日額で認定基準額を判断します。

（例）年金（注1）収入のみの場合 ⇒ 年額 で判断します。
年金と給与（月給）収入（注2）の場合 ⇒ 月額 で判断します。
失業給付のみの場合 ⇒ 日額 で判断します

④事業所得、不動産所得等における必要経費として認められないものは下記でご確認ください。

※下記で認めていない経費であっても、業種・必要経費の内容により一部認められる場合があります。

【一般用（事業所得・不動産所得等）】 ○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
売上原価	○	貸倒金	×	荷造運賃	×	広告宣伝費	×	消耗品費	○
給料賃金	○	地代家賃	○	水道光熱費	○	接待交際費	×	福利厚生費	×
外注工賃	×	利子割引料	×	旅費交通費	×	損害保険料	×	雑費	△
減価償却費	×	租税公課	×	通信費	×	修繕費	○		

【農業用】 ○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
雇用費	○	利子割引料	×	肥料費	○	諸材料費	○	農業共済掛金	×
小作料・賃借料	○	租税公課	×	飼料費	○	修繕費	○	荷造運賃手数料	×
減価償却費	×	種苗費	○	農具費	○	動力光熱費	○	土地改良費	○
貸倒金	×	素畜費	○	農薬衛生費	○	作業用衣料費	×	雑費	△

現行の健康保険証の発行が終了します！

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード）を基本とした制度に移行します。

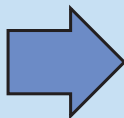
医療機関等で保険診療を受ける際はマイナ保険証が基本となりますが、マイナ保険証を利用登録していない等、状況によって必要なものが異なります。

なお、発行済の組合員証や被扶養者証は、最長で令和7年12月1日までは健康保険証として使用可能です。

マイナンバーカードの健康保険証の登録するには

●マイナンバーカードの申請をする 【以下の3つの方法で申請できます】

- ①オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵送による申請
- ③まちなかの証明写真機から申請



●マイナンバーカードを 健康保険証として登録する 【以下の3つの方法で登録できます】

- ①マイナポータルから登録
- ②医療機関・薬局の受付で登録
- ③セブン銀行ATMで登録

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの

●マイナ保険証の利用登録をしている

- ・「マイナ保険証」を使用します

《マイナ保険証に対応していない医療機関等の場合》

- ・「マイナ保険証」＋「マイナポータルの資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」を使用します

●マイナ保険証の利用登録をしていない

- ・「資格確認書」を使用します

組合員および被扶養者の皆さまの状況に応じて、「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」を発行します。（令和6年6月20日までにマイナンバー等の登録処理が完了した者のうち、令和6年7月28日時点で有資格者又は被扶養者である者には、令和6年9月に「資格情報のお知らせ」を所属所あてに送付しています。）

組合員証、被扶養者証をお持ちの方は、最長で令和7年12月1日までは健康保険証として使用可能です。





令和7年度から 人間ドックを見直します！

令和6年1月に所属所あてにお知らせしたとおり、共済本部が制定した「保健事業実施に関するガイドライン」に基づき、組合員を代表する者で構成した支部保健事業検討会を行い、人間ドック事業について見直しを行いました。

見直しは**令和7年度（令和7年4月募集分）**から行います。

（１）検診区分

従来の福利厚生型から、より健康管理型へシフトするため、1泊ドック及び脳ドックを廃止します。

	見直し前（令和6年度まで）	見直し後（令和7年度以降）
検診区分	1泊、1日、婦人検診、脳	1日、婦人検診

（２）婦人検診の対象年齢

1日ドックの対象外である若年層の受診機会の拡充を図るため、対象年齢に上限を設けます。

見直し前（令和6年度まで）		見直し後（令和7年度以降）	
検診機関	対象年齢	検診機関	対象年齢
J A高知 健診センター	30歳以上の女性	J A高知 健診センター	30歳以上 34歳以下の女性
高知検診 クリニック	25歳以上の女性	高知検診 クリニック	25歳以上 34歳以下の女性

（３）抽選条件（1日ドック）

雇用形態の多様化に対応するため、抽選条件を受診実績から年齢を重視するよう変更します。

見直し前（令和6年度まで）		見直し後（令和7年度以降）	
優先順位	条 件	優先順位	条 件
過去5年の受診実績と 年齢の組み合わせに基 づく優先順位		1	35歳・40歳・50歳（前年度受診の有無は問わない）
		2	前年度未受診 かつ 42歳・44歳・46歳・48歳・52歳・54歳・56歳・58歳・60歳
		3	前年度未受診 かつ 第1・第2順位の年齢に該当しない者
		4	前年度受診あり かつ 42歳・44歳・46歳・48歳・52歳・54歳・56歳・58歳・60歳
		5	前年度受診あり かつ 第1・第4順位の年齢に該当しない者

※婦人検診の抽選条件は、前年度の受診の有無のみとなります。

【人間ドックについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

特定保健指導の対象となった方へ

特定健康診査の結果(※)から、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象として「特定保健指導」を実施します。対象となった方に対して、特定保健指導の案内文書と「特定保健指導利用券」を10月から順次送付しています。専門スタッフ(管理栄養士等)による特定保健指導を受けて生活習慣病の予防につなげましょう。

※組合員の場合は定期健康診断及び人間ドックの結果を、被扶養者の場合は被扶養配偶者婦人検診の結果を含みます。

区 分		特定保健指導の実施方法
組合員 (現職)	人間ドック当日に初回面談を受けた方	人間ドック受診機関で特定保健指導を受ける
	上記以外の方	①ベネフィット・ワンの訪問型面談又はICT(オンライン)面談を受ける 又は ②ご自身で病院等を選択し予約して受ける
被扶養者 及び 任意継続組合員		

株式会社ベネフィット・ワンに特定保健指導とその利用勧奨業務を委託しています

- 組合員(現職)で対象となった方へ、案内文書と「特定保健指導利用券」を所属所住所あてに送付します。その後、ベネフィット・ワンから所属所にお電話で利用案内をさせていただきます。
- 被扶養者及び任意継続組合員で対象となった方へ、案内文書と「特定保健指導利用券」を自宅住所あてに送付します。ご自身で利用申込みを行う必要があります。

詳しくは、対象者の方へ送付する案内文書をご覧ください。

日本人の死因の上位を占めている生活習慣病。その生活習慣病の前兆となるのがメタボリックシンドローム(メタボ)です。特定保健指導で生活習慣を改善→メタボ予防・改善→生活習慣病予防が重要です！

■日本人の死因トップ5(厚生労働省「令和4年人口動態統計」)

- | | |
|---------------|------------------|
| 1位：がん(24.6%) | 4位：脳卒中(6.9%) |
| 2位：心臓病(14.8%) | 5位：肺炎(4.7%) |
| 3位：老衰(11.4%) | ※()は死亡総数に占める割合。 |



健康情報冊子「QUPiO Plus (クピオプラス)」について

特定健康診査事業の一環として、個人ごとの健診結果を分析し、健康情報をまとめた冊子『QUPiO Plus (クピオプラス)』を、11月以降、順次ご自宅あてにお送りします。健康状態に応じて食事や運動のアドバイス等をご紹介しますので、今後の健康づくりにお役立てください。

送付対象者 令和6年度に特定健康診査(※)を受診した組合員及び被扶養者のうち、40歳以上75歳未満の方。

※公立学校共済組合高知支部が実施する現職組合員向け人間ドック、被扶養配偶者婦人検診、及び事業主が実施する定期健康診断(組合員の場合)の結果を含みます。ただし、定期健康診断については一部の健診機関(医療機関等)から健診結果データを取得できていないため、定期健康診断を受診した方でもこの冊子を送付できない場合があります。

【特定健康診査・特定保健指導についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755